



催し

児童文化センター

☎027-224-2548

□5月のプラネタリウム
日時Ⅱ（平日）①午後3時30分
（土日曜）②午前10時30分③午
前11時30分④午後1時30分⑤午
後3時30分
内容Ⅱ①の火木曜と②④は星座
のお話「ベレニケの髪の毛」、①
の水金曜と③⑤は天文学シリ
ズ「惑星の王様 木星」（5月1
日（日）・3日（火）・5日（木）は特別投
影、13日（金）は点検のため中止）



サツマイモを育てませんか

サツマイモの植え付けから
収穫までを体験できます。
期間＝6月5日（日）～10月
会場＝前橋北部地区農畜産物
直売所「味菜」（荻窪町）
対象＝一般、先着25人
費用＝2,000円
☎5月9日（月）から同館（☎027-
264-3166）へ直接



親子で一緒に自然を体験

親子自然体験教室

□日時Ⅱ6月4日（土）午前9時～正午
会場Ⅱ寺沢川
対象Ⅱ小1～小4と保護者、18
組（抽選）
☎5月20日（金）（必着）までに往
復ハガキで（1組1通）。住所・
親子の氏名（ふりがな）・学校
名・学年・性別・電話番号を記
入し、〒371-0013西片
貝町五丁目8・児童文化センタ
ー「親子自然体験教室係」へ



募集

年始めの風物詩

来年の歌会始の作品を募集。
お題は、「野」に定められました。
「野」の文字が入っていれば、
「の」「や」などの読み方は問い
ません。
☎9月30日（金）までに郵送で（1
人1首）。右半分にお題と短歌
（未発表の作品）、左半分に住所・
氏名（ふりがな）・生年月日・
電話番号・職業を毛筆縦書きし

介護認定調査員を募集します

介護保険の要介護認定に必要
な調査を行う調査員を募集しま
す。
対象Ⅱ次の全てを満たす人（選
考）①他の仕事と兼職しない
②1カ月で20件程度の調査が可
能③自動車などの移動手段があ
る。



☎5月20日（金）までに郵送か直接。
履歴書と資格証明書の写しを添
えて、市役所介護保険室（☎0
27-898-6155）へ

エコクラブで楽しくエコ活動

子どもエコクラブに登録し、
活動するクラブを募集します。
環境学習など、身近な自然の中
で活動。取り組みの中で人と自
然の関わりについて考え、環境
保全活動の輪を広げます。登録
するとオリジナルのメンバーズ
バッジやメンバー手帳なども



身近な自然の中で学びます

らえます。
対象Ⅱ3歳～18歳と活動を支え
る大人
活動内容Ⅱ自然観察・調査や環
境保全活動など
申込書の配布Ⅱ市役所環境政策
課で。本市ホームページからダ
ウンロードもできます
☎申込書に記入し、市役所環境
政策課（☎027-898-6
292）へ直接。または同クラ
ブホームページ（<http://www.j-ecoclub.jp/>）へ

自宅で行う計量モニター募集

市内で購入した商品が正しく
計量されているかを調査する計
量モニターを募集。市計量検査

計量モニターの集計結果

昨年度の計量モニターの集計
結果です。正量（誤差がプラス
10割、マイナス2割）が1,3
56件（90・4割）、超過（誤
差がプラス10割を超える）は92
件（6・1割）、不足（誤差が
マイナス2割を超える）は53件
（3・5割）でした。商品別で
は調理食品に超過が多く、食肉
に不足が目立ちました。



スポーツ

ヤマト市民体育館前橋

☎027-265-0900

□経験者バドミントン
日時Ⅱ5月24日（火）～6月16日（木）
の火木曜8回、午後7時～8時
30分



対象Ⅱ中学生以下を除く初心者、
40人（抽選）
費用Ⅱ3,200円
□初心者弓道
日時Ⅱ6月7日（火）～30日（木）の火
木曜8回、午後7時～9時
対象Ⅱ中学生以下を除く初心者、
30人（抽選）
費用Ⅱ3,200円
□フォークダンス
日時Ⅱ6月8日～7月27日の水
曜8回、午前10時～正午
対象Ⅱ中学生以下を除く、30人
（抽選）
費用Ⅱ3,200円
□中学生柔道
日時Ⅱ6月11日～18日の土曜2
回、午前9時～午後4時
対象Ⅱ中学生、100人（抽選）
費用Ⅱ400円
☎以上の4つは5月15日（日）（必
着）までに往復ハガキで。教室
名・住所・氏名・年齢・電話番
号を記入し、〒371-081
6上佐鳥町460-17・ヤマト
市民体育館前橋へ

国保税の軽減と課税限度額が変更

地方税法施行令の改正で、国民健康保険（国保）税の軽減と課税限度額が、表1・表2のとおり変更になりました。税率は変わりません。納税通知書は7月中旬に郵送します。市役所収納課や金融機関、コンビニなどで納付してください。また、口座振替を希望する人は振替する金融機関や郵便局で手続きしてください。

☎国民健康保険課☎027-898-6250

表1 国保税の軽減		
軽減割合	前年の所得金額	
	変更前	変更後
7割	33万円以下	
5割	33万円+26万円×被保険者数以下	33万円+26万5,000円×被保険者数以下
2割	33万円+47万円×被保険者数以下	33万円+48万円×被保険者数以下

表2 課税限度額		
区分	変更前	変更後
医療給付費分	52万円	54万円
後期高齢者支援金分	17万円	19万円
介護納付金分（40歳～64歳）	16万円	
合計	85万円	89万円